

第5回相良村議会 6月定例会会議録

令和7年6月12日（木）開会

(第2号)

相 良 村 議 会

令和7年第5回相良村議会定例会（第2号）

令和7年6月12日

午前10時00分開会

於 会議議場

開議

1. 議事日程

日程第1 一般質問

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 古川渉君	6番 坂田朋美君
2番 恒松隆生君	7番 徳田正臣君
3番 嶽木浩則君	8番 黒木正照君
4番 梅山弘君	9番 市岡智恵君
5番 川邊一徳君	10番 黒木正照君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。（10名）

村長 吉松啓一君	税務課長 平川千春君
教育長 中村和弘君	建設課長 大土手寛君
総務課長 川邊俊二君	教育課長 出合宏光君
会計管理者 岡村哲臣君	農林振興課長 倉田雅弘君
保健福祉課長 平田智博君	農業委員会事務局長 和田耕君
企画商工課長 佐竹淑子君	

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分



日程第 1 一般質問

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから本日の会議を開きます。それでは日程に従いまして、日程第 1、一般質問を行います。発言の通告がなされていますので順番に発言を許します。2 番、恒松隆生議員。

{「はい。」と、2 番議員。}

○2 番(恒松隆生議員) おはようございます。2 番、恒松隆生です。本日、初めてのことにつき緊張しております。よろしく願います。今回、質疑事項としまして 2 点、通告書を提出いたしました。まず 1 点、公営住宅の増設についてということについてですが、①としまして、現在、保有戸数 93 戸の中で四浦地区に 7 戸、深水地区に 44 戸、柳瀬地区に 42 戸を管理され 90 パーセント台で入居率を保持されております。その中におきまして川辺地区にもぜひという声がありまして、そういう今後の川辺地区の予定はということを考えておられるのか問いたいと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。お答えいたします。今まで川辺地区については議員ご存じのとおり、村有住宅がないと、よく調べてみましたところ住宅の周りが農用地で優良な農地が囲まれていて、できなかつたのではないかと。もう 1 つはできるとすれば、昔ありました農協の敷地、あれが農協から移転された時に村営住宅でもできたなら、その時がチャンスだったろうと思います。今になれば、令和 2 年の洪水でご存じのとおり、川辺地区もいろいろ永江を初め水害に遭われましたが、あの中で球磨川水系川辺川流域の浸水想定区域ということで、それでレベル 2 になっております。川辺から柳瀬、四浦にかけて、よってこのレベル 2 について、普通言いますと L2 といいますが、それに該当地区については、公共事業がなかなかできないということになります。特別な場合を除いて特に住民の方が安心安全で住まわれる場合は特にこの L2 のところには建設はできないということで非常に川辺地区の方は残念であります、そういう状態ですので、また希望者の方も、現在は学校に近いところ、或いは人吉に近いところという希望もございますが、そういう状態で今のところは考えておりません。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2 番議員。

○2 番(恒松隆生議員) はい。今の答弁にてそうですか。川辺地区は営農地区、それに危険レベル 2 ですか、ということでそういう案件を踏まえてということですのでなかなか厳しいという思いが感じられました。しかしながら、どうか前向きに考えていくいただきたいと思っております。それと、②としまして、今後、企業誘致を考える中で特に村内だけじゃなく、郡内外含めてであります、この住民サービスの一環と

して、この住宅提供を非常によそ様から見ますと非常に十分興味を持たれる事案だと思ております。住宅提供の増加だけ、世帯数、それに伴い人間、家族の増加、非常に村としてもぜひ過疎化を食いとめるには非常に良い事柄だと思っておりますので今後とも前向きによろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○議長(永田博人議員)　返答はいいですか、答弁は。

○2番(恒松隆生議員)　これは少しいただきます。はい。

○議長(永田博人議員)　村長。

○村長(吉松啓一君)　今、2番議員がおっしゃいました企業誘致、なかなか私どもも役場を挙げて、国県のほう、また企業のほうにコンタクトをとっているわけですが、今のところなかなか難しい面がございますが、それについては努力していくと。また、相良村、五木村いろんな問題がございますので、いろんな企業さんが来られる場合に備えて、その住宅問題もしたいと思いますが、公営住宅については国の補助で、月の所得といいますか、それが15万8,000円以下ということになっております。よって中堅についてはまた別ですが、そういうことでその家族が2人3人と所得が増えますと、高額になって出て行かれるということがございますので、できるだけ村内に居住していただくために、今、空き家対策のほうで空き家の利活用ができないかそれを調査しております。それと不動産の方と協議して売買もできるように、早めに不動産も通じて通知をすると、お互い話し合ってやっていくということも考えて、これはよその町村でもしておりますので、そういうことを含めて、空き家のほうも利活用したいということで考えております。以上でございます。

○議長(永田博人議員)　はい、2番議員。

○2番(恒松隆生議員)　はい、わかりました。ありがとうございました。それでは、2番目の通告に移りたいと思います。2番目としまして鳥獣対策についてお伺いしたいんですが、まずこの鳥獣対策、農林業の所得の向上が課題の1つと思われております。村においてはこの防護ネット、電気柵等を講じられ大変防護に努められておられますか、その他にどのような有効手段があるか、お考えをお示しください。

○議長(永田博人議員)　はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君)　議員の皆様、おはようございます。農林振興課長、お答えいたします。例年、有害鳥獣による農作物被害の報告が上がっておりました。村としましても、重要な事案として、対策を検討しているところでございます。ご質問にありました防護ネット、電気柵以外の対策といたしましては、まず、年1回、回覧等による周知を行っております。内容といたしましては、住民の方々にも鳥獣防除に対する知識を身につけていただくことを目的といたしまして、鳥獣に餌付けをしない。つまり人里にある収穫しなくなった果樹や家庭から出た残飯等を肥しとして、畑に廃棄する行為など、それが意図に反して鳥獣を寄せつけてしまうという場合もございま

すのでその注意喚起を行っております。次に、鳥獣を追い払うためのロケット花火の提供です。これは、特にサルに効果がありますが、定期的に出没する場合などの相談があった時は、ロケット花火で追い払うことにより、威嚇効果で人里に接近することの抑止効果が期待されております。その他一定地区で多数の情報が寄せられた場合などは、免許を持っている職員が箱罠を設置したり、直接捕獲隊に依頼するなどして対策をとっております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

○2番(恒松隆生議員) はい、今の答弁ありがとうございました。その一番は家庭からの餌付け等はそういったことが一番の獣を餌付けさせる、近場に寄せるということが一番だと考えております。まずそれと今度は、②でございます。一応相良村獵友会の中で有害捕獲隊を編成しております。私自身もその中に加入しておりますが、一応村の活動費として助成金を受けております。今日の捕獲器具高騰、またその時にあつたイノシシ等からの獵犬の被害、大変治療費がかさみます。その他もろもろ隊員の増員も考えたいと思っておりますが、そのためにも村からの助成をもう少し増資いただければと考えております。その考えをよろしく願います。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。現在、捕獲隊にイノシシ、シカ隊に30万円、サル隊に10万円の補助金を支出しております。現在のところ、捕獲隊から補助金の増額の要望と直接はございませんが、獵犬の治療費等が高額で費用負担が大きいというお話はこれまで伺っております。捕獲報奨金との兼ね合いもございますが、今般の物価高騰もございますので、捕獲のためのもろもろの経費、これらが具体的にご提案をしていただきまして、必要と認められれば、当然、増額も検討したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、2番議員。

○2番(恒松隆生議員) はい、今の前向きな検討に対しましては、獵友会のほうからもさらに陳情したいと考えております。また、この獵友会の捕獲にあたって大変近隣住民の方から私ども銃器を持って対応するわけでございますが、非常に危険なものを使用するということですので、十分注意を払いながら皆様の生活を私共も守っていきたいと思っております。以上です。これで私の2題の質疑を終了させていただきます。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、3番、嶽本浩則議員。

{「はい、議長。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) おはようございます。3番議員、嶽本です。私からは3件通告させていただきました。まず1件目。永谷区内の村有地についてです。令和2年7月豪雨の後ですね、村では2年以上かけて、新たにせせらぎの丘を造成し、17戸分譲

されたということがありました。購入しやすい価格、魅力的な価格で売り出されたということは理解しております。ただ、私が前職で関わりがあった被災世帯については、村では、新たな宅地造成が行われるという情報が伝わっていましたけど、いつごろ幾らで売り出されるのかとかいう情報がないまま結果的に、それぞれの世帯が生活再建を急がれる中で、村による宅地分譲を待たずに再建策を決定されていたというのがありました。その時に感じていたことなんですが、永谷区内には、村有地、宅地として整備された村有地に空き地があるということで、そこを生活再建急がれる被災者等の移転先として活用できないかというのが質問の趣旨です。現地は川辺川ダムの水没世帯移転先として整備されたもので、譲渡先が水防世帯に限られていたことは承知しています。単純に売買ができないというのは仕方のことだと思いますが、造成は昭和50年代に行う要するに半世紀近く規制のままということがありまして、この空き地を水害等の被災世帯について、または、水害常習地や道路不通が発生しがちな地域の世帯まで含めて、移転新築を計画する際には、村には宅地等の譲渡が相談ができるなどの形がとれないものでしょうかということで、お尋ねするものです。総務課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長、お答えいたします。永谷区には、現在、3筆2区画が空き地となっているところでございます。いずれも村の所有地となっておりますけれども、譲渡または利用するに当たりましては、国に協議しながら対応しているところでございます。過去にも一般の方が購入したいという話があってございましたが、議員、ご承知のとおり、当該地がダム水没移住者用の代替地ということで整備されている経緯もございまして、現段階においては難しい状況でございます。議員、ご提案の水害常習地や山間の道路不通、遠隔地からの移転等に限定した譲渡につきましては住民の安心安全な住まいに繋がるものと考えられますので、今後、国とも協議をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

○3番(嶽本浩則議員) 現状については理解しました。今後も前向きにご検討をお願いします。続いて2件目、外出支援についてです。村では高齢者、障害者などの外出支援策として、予約型の乗り合いタクシーを運行しておられます。ただ路線バスの本数も少ない中で、自家用車での移動ができない方の日常生活を支えるためには、もっと外出支援のメニューを増やすべきではないかというのが今回の質問の趣旨です。まず1点目、予約型乗り合いタクシーについてです。利用者数の伸び悩み等があるように、理解していますが、現状の課題の把握とあと改善はどうに行われているでしょうか。企画商工課長にお尋ねします。お願いします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) おはようございます。企画商工課長、お答えします。予約型乗り合いタクシーにつきましては、令和元年10月から地域内の病院などの公共施設を拠点として運用開始しております。村の地域公共交通計画改定時に乗り合いタクシーの登録者、また利用者に対して、ニーズ調査を行っております。その中では、乗降場所や利用時間帯を柔軟にして欲しい。人吉市内まで乗り換えなしで移動したいなどの声がありましたが、他の公共交通との調整、また、近隣自治体との調整が必要となり、現状の乗り合いタクシーでは、利用者のニーズに十分にこたえできない状態です。そこで、他の自治体で導入されているコミュニティバスや自家用車を活用した有償タクシーなどの状況を把握し、対策を検討しております。今年度は村の地域公共交通計画の更新作業を進めているところで、また、改めて関係者への状況の調査や地域公共交通の会議による審議を経て方向性を決定していきます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

○3番(嶽本浩則議員) はい、説明分かりました。いろいろ検討されているということで理解しました。引き続き利便性向上に向けて、検討、調整をいただくようにお願いします。次に外出支援の2点目、スクールバスの活用についてです。村のスクールバスに地域住民も乗せるといいういわゆる混乗というのが出来るだけでも村民の利便性が幾分高まるのではないかと考えます。過去には村の会議で、教育関係の補助金で購入したバスには住民は混乗できないというような説明を受けたことがありました。目的外使用になるというようなことを聞いています。現行のバスは補助金で購入されているというようなことですが、一定の年数が経って買い替えを検討しても特に支障はない状況との理解でよろしいのか。また、買い替えをいわゆる村の単費で行えば外出支援に利用できる混乗などができるというような可能性はあるのでしょうか。教育課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) おはようございます。教育課長、お答えします。買い替えにつきましては、国庫補助を受けまして購入しております。購入から7年以上経過しておりますので補助金による縛りはございません。ただ、現在のスクールバスは3台ございますが、3ヶ月ごとに点検を行っております。現在のところ、車体の状況は良いと聞いておりますので、当分の間は、現在のバスを利用したいと考えております。今後のバスの更新につきましては、児童生徒数の減少が予想されますので、利用者数に応じたバスの大きさ、台数、維持管理等を含めまして検討が必要だと考えております。もう1点、外出支援に利用できる可能性につきましては、現在のスクールバスには、バスの乗車定員近くの児童生徒が乗車しております。この登下校の時間帯に村民の方に乗車いただくのは安全面からも考えておりません。スクールバスの運行時間帯

以外の利用につきましては、今後、関係課と協議して検討して参ります。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

○3番(嶽本浩則議員) 現状、分かりました。外出支援の担当は教育委員会ではないでしょうけども、他の課とも前向きな検討、調整が行われることを期待します。よろしくお願いします。関連しての質問ですが、私が混乗などのスクールバスの活用なども含めて説明を受けた時から数年経過していまして、先ほど企画商工課長からもお話がありましたが、計画を更新する時期にあるというようなことでした。現状、今までの計画、子どもの計画、どういうふうに進んでいくことになるのか現状をお聞かせいただければと思うのですが、検討状況というか、まだまだ今からなのか、そういうことを企画商工課長にお願いしたいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。現状としては、前回の計画の意向を関係者への聞き取りを引き続き行っておりまして、議員おっしゃるとおり、今の公共交通ではちょっと利用しにくいというお声も伺っております。また、今、運行している乗り合いタクシーについても、事業者のほうも運転手の確保が難しいなどの意見を伺っておりますので、その意見を踏まえているところです。具体的に近隣市町村との協議も事務方レベルではありますけれども、協議を行っているところです。具体の方策につきましては、今年度の計画策定時に協議会の委員の皆様に意見を伺った上で決めていきたいと考えております。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

○3番(嶽本浩則議員) はい。現状をだいたいお聞きした内容については理解しました。この外出支援について、スクールバスの混乗とかは、先ほど、教育委員会からも説明がありました。企画商工課、場合によっては保健福祉課などにも関わる話じゃないかとは思います。村長の指示がなければ速やかにはいろんな話が進みにくいようには思いますので、外出支援へのスクールバス活用というようなことについて、どのような考えをお持ちか村長にお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 先ほど教育課長と企画商工課長がお答えいたしましたが、相対的には村長のほうでという話ですので、まずスクールバスについては、今、現在、満杯で乗せていくつておりますが、これが少なくなても一般の人は乗せないということです。これはやはり児童生徒の安全な通学をするためには、スクールバスと民間の人と一緒に乗せるわけにはいかないということで考えております。もう1つは、その空いた期間についての利用についてはまた別でございまして、これについて

は利用しやすいようにしたいと思いますが、相対的に、今、交通体系の協議をしておりますが、これは何で協議をしなければならないかということです。今、産交バスが走っておりますが、五木まで、人吉水上線もありますけども、こここの今、空で走っているとかいろいろ言われますが、大半は村の補助金で、今、相良村は5,000万円払っている、産交バスに、人吉市は2,000万円、よそは1,000万円、うちの村が一番多い。何でこういうふうに多いかといいますと、基準に対して県が補助するわけですが、相良村は基準に満たないということで、県のほうは100万円ぐらい。これが今相良村が一番多いもんですから、これはもう早急に対応しなければならないということで、何でこういうふうになったのか。1つはいろんな路線があるんですが、まずは分校等の統廃合によって、その時にスクールバスはない時代に、産交バスを井沢と十島に通しました。それがスクールバスが出ても、その路線はそのまま残っております。それと茶湯里に行くバスとか、いろいろな路線があまり乗車しないのにそのまましてあるということが1つあります。それと乗り合いタクシーについても、90件、希望はされておりますが、実際は54件の利用者、そういうことを考えますと、これはもう早急に、村内の人人が交通弱者の人が特に利用しやすいような体系をしていかなければならない。ただみんな人吉市等に早く行きたいということでしょうが、その場合のいろいろな制約がございまして、陸運局の産交バスが走っているところを並行して走ってはいけないとか、いろいろございますので、そういうのをクリアした形でやっていかなければなりませんが、課長も言いましたが、バスですか、タクシーですか、タクシー券を出すのか、そういうのを総合的に判断して、早急な対応をとっていかないうちも再三言いましたとおり、5,000万円も毎年払うもんですから、2年すれば1億円になりますし、これは単独ですので、やはりこれは大変きついなということを考えておりますので、それかといって、1件、1件、今デイサービスとかされます。1件1件、玄関先まで行くようなそういう体制はなかなか村ではしにくいということで、どういう体制でやるのか、先進地もいろいろあるんですが、どこも困っておられるところがありますが、やはりうちも病院に直接人吉に行きたいということで言われますが、相良村は病院も四浦と川辺にございますので、そこをスルーするするわけにはいきませんので、村として、いろいろ学校医、村医とかお世話になっておりますので、それとAコープ等も買い物もございますのでそういうのを網羅して、どういうふうな形で村民の人が利用しやすいようにやるかということで、早急な対策を取りたいと思います。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

○3番(嶽本浩則議員) はい。村長の政策によって、児童生徒等の混乗とかは考えないという方向で整理されているということは理解しました。スクールバスをその空き時間に利用できるようなことであればそのような形で検討したいという回答と受けとめました。次に3点目に公共交通網の再編や九州産交の路線バスの話を質問しよう

思っていたのですが、大体、粗方、今、村長からご説明いただいたような気がします。粗方お答えいただいたんですが、お答えいただいてない部分だけ路線バスの廃止というような方向に進まざるをえない状況なんだろうと今の答弁で理解したところですが、その場合の代替手段といいますか、コミュニティバスを走らせるとかそういうこと等についても、多分、検討がなされているんだろうと思いますが、そのあたりの検討状況について、企画商工課長なり村長からお答えいただければと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えいたします。近隣の市町村の状況を今、確認しております、コミュニティバスですと五木村のほうで村内を走らせていらっしゃる状況です。また、今、国のほうでも打ち出されている公共ライドシェア、自家用車を利用した運送のほうも村のほうでも検討しております。こちらは近隣ですと水上村さんが導入されておりますので、こういった地域の実情に応じた公共交通を今、検討しているところです。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) なかなか私のほうでは情報として把握してなかつたようなことがお聞きできて大変よかったです。ありがとうございました。最後に交通弱者の外出支援について村長にお尋ねしようと思っていたのですが、先ほど十分お答えいただいたので、ここは割愛させていただきたいと思います。外出支援メニューの充実ということを、様々、いろいろ考えられているということで、今後も前向きにご検討いただくようよろしくお願いします。次に通告の3件目、福祉避難所についてお尋ねします。村では令和2年7月豪雨の後、避難ルートや避難場所の整備が進められているということですが、一方で、令和2年の当初から新型コロナウイルス感染症の蔓延ということで、行動制限が断続的に実施されたというようなことがありました。様々な災害対策が検討実施される中でということで私が気になっていたのは、村指定の避難所、総合体育館などになるかとは思うんですが、避難生活が困難な方、高齢者や障害者が避難する場所、いわゆる福祉避難所の問題で、直近で保健福祉課長にお聞きしたところ、福祉避難所として、村では、総合体育館と福祉施設3か所を指定されているというようなことでした。私の把握している範囲では、なかなか排泄介助や認知機能が低下した方の避難先としては、機能しづらいんじゃないかと感じています。これが受け入れ先施設、福祉施設3か所も指定されているということですが、感染症対策などを理由にして、受け入れ先として想定する相手方が受け入れ困難というようなことになる。インフルエンザなどが流行ってる時期は受け入れできませんとかいうようなことが、度々あっているようなので、そういう状況が発生すれば、なおさらこのいわゆる一般の避難所に避難することが困難な方については、難しい状況になるんじゃない

かということを思っております。災害に強い安心して住める村づくりを進める上で、村の判断で多目的に使える福祉避難所としても使えるような機能を持った福祉センター等を設置する考えはありませんかということで村長にお聞きできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 1つは避難所の件につきましては、3か所、村内の福祉施設でしていただくということで、小さい村ですのでまとめて避難所にそういう場所を設けるということは今のところ考えておりません。特にそういう場所を設けた場合、専門の職員を配置しなければなりませんので、福祉施設のほうが専門の方がおられますのでそっちのほうが効率的だと、ただ3番議員、福祉関係にお詳しいですが、風邪とかいろんなインフルエンザ等の対策等について、また分けたほうがいいんじゃないかという話ですので、それについては、また施設の村の体育館が主ですので、その中でできる範囲でやりたいと。ただ、いろんな施設を増やしますと、職員が24時間交代交代でしますので、それも1日で済めばいいのですが、何日もかかった場合に、職員の体制もあるものですから同じ建物の中でどういうふうにやるかということで質問いただきましたので、そこについては検討したいと。それと2番目の福祉センター、これは昔からあって相良村も造る予定があったということで聞いておりますが、それが頓挫した経緯は3番議員が一番ご存じだと思いますけども、今のところ、やはり支障がないと言えば語弊がありますが、役場の福祉課とやはり近いところでやらないと村民の方があっち行きこっち行きでは、住民サービスなどが支障があるということで、やはり今社協の施設も手狭ですが、あそこにあるから、いろんな連絡をしやすいということになりますが、あれが十分だとは考えておりませんけども、新たに造るという計画はございません。ただ、今、畜産センターの跡をふれあいセンターとしておりますが、そこも活用しておりますが、あれでもちょっと距離があるということも聞いておりますので、どういったふうにするか、今から新たに建物を建てるということはまだ考えておりません。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3番議員。

{「はい。」と、3番議員。}

○3番(嶽本浩則議員) 村長の考え方を大体理解したつもりですが、今、令和2年の水害があつて被災後の村づくりを進めているという、今だからこそ出来ることがあるんじやないかということを思いますので、いろいろ、もうまことに、前向きに検討いただければと思います。あと関連してもう1つです。避難所関係のことなんですが、今後、動物愛護の観点も含めて、犬や猫など、ペット同伴でも避難できる場所を確保する必要があるんじやないかということ。猫アレルギー、犬アレルギーのある方と一緒に居れないとかいうようなこともあるようなので、そこらあたりペット同伴で避難

できる場所の確保等をということについては、村長どのように考えでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 令和2年7月豪雨の時もちょうど四浦の避難所で犬も猫も家族の一員ということでされておりません。それも十分わかっておりますが、その犬と猫、それぞれで合わなかつたということで別に分けさせていただきました。それもやつと分けて、人がいるところ以外にゲージといいますか、柵井したものを持ってこられて別にしてくださいということを申し上げまして、今、3番議員が言われましたとおり、世の中には、動物アレルギーのかたもおられますので、やはり避難所としてする場合はどうかなと。そのあとにつきましては、体育館のほうは体育館の下のちょうど下に、ゲージといいますか、箱を持ってきていただきて、そこで、していただいて避難される方は体育館の中ということで今はしておりますので、それが一緒に住まわれる方は自分の身近に置きたいということがあると思いますが、そうなると今、犬、猫をそれぞれ飼われてる方が多いですから、それを全部個室にしていくということも体育館の中を分けられませんので、そこがちょっと難しいところですので、今のところは、やはり動物のほうは外で、身近にすぐ行かれるような体制ができるだけ触れ合うような形で職員のほうが対応しておりますので、それ以外についてはまだ考えております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、3議員。

○3番(嶽本浩則議員) はい。分かりました。そのようなことで、今、考えておられる考え方はそうだということで理解しました。以上で私の質問を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に4番、梅山弘議員。

{「はい。」と、4番議員。}

○4番(梅山弘議員) 4番、梅山です。私は今回の一般質問の通告書に3点の質問事項を掲げておりますが、ただいま3番議員がおっしゃった質問事項とかぶっている部分がございます。それは3番目のコミュニティバスの現状という項目なんですが、これは3番議員とかぶっておりますので、先ほどから執行部のほうで答弁された内容で十分理解できましたので、議長、この3番目の質疑を削除してよろしいでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい。

○4番(梅山弘議員) ありがとうございます。最初にまず1点目、現在の地域おこし協力隊の現状について質問します。現在、当村で地域おこし協力隊の隊員の活動はなされているのかお聞きしたいと思います。企画商工課長。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。現在、地域おこし協力隊はおらず活動は行っておりません。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) はい。存在していないのあれば、募集はかけておられるんでしょうか。令和5年度の熊本県の実績でいきますと302名の地域おこし協力隊の方が活躍されております。市町村におきましては、40市町村が大いに活躍されております。中には複数いらっしゃる市町村もございます。企画商工課長、そこら辺のことを少し質問したいと思います。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

○企画商工課長(佐竹淑子君) はい、企画商工課長、お答えします。前年度においては、予算化し、空き家の利活用として、イノベーションによる移住定住の拠点づくりに向けた取り組み、また、情報発信などを行う人材として、直接雇用型で募集を行いましたが応募がありませんでした。これまでには平成30年から2年ほど1人雇用していましたが、その後も直接雇用型で募集を行い令和3年度には応募があったものの、雇用には至らず、その他の年度は応募がございませんでした。以上、お答えします。

○4番(梅山弘議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 応募して希望者がいない。なぜでしょ。これは前回、私が議員の時に川邊課長に質問したことがあります。地域おこし協力隊のメンバーというのは、横の繋がりがものすごく強いです。だから対応を良くしてくれとお頼みしましたが、2年ぐらい前の地域おこし協力隊の方は辞められました。それは何かというと執行部の対応が悪かったのではないかと私は思っております。彼らは彼らなりのいろいろな知識を持っております。相良村にない知識を持っております。なぜそういうのを活用しなかったのか私は疑問に思っています。村長にお尋ねします。募集して希望者がいないという原因はどのようにお考えでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) お答えします。4番議員が言われましたとおり、行政の力不足もあるかとは思いますが、この協力隊、他の町村も聞いてみると、やはり本人が希望してくると。うちの場合、いろんな空き家対策とか地域振興などしていますが、本人が荷が重ければ希望しないわけですので、なかなか希望が少ないのでそこにあるんじやなかろうかと思っております。いろんな情報発信もしていきますが今までしておりましたが、そういう関係で、ただ1人だと荷が重いと、何十人おったならばいいとか、そういうふうな気持ちで来られるのか、それと他の町村等で協議しましたところ、やはりその町村に合う人とそうでない人っていうことで、合う人がなかなかいないという話を聞いておりますので、やはり協力隊3年ですので、3年、後はどうするんだ

という問題もありますから、来られる人もやはり来る場合は、やはりそういう気構えで来ていただくものと思っておりますので、そこまではまだいっていないんじゃなかろうかと。ただ4番議員が言われましたとおり、行政の力不足じゃないかという話ですので、それはもう真摯に受けとめまして、どういうふうにやつたら来てもらえるのか、また、お試し区間っていうのがありますので2泊3日とか、そういうので募集して、それで相良村はいいなということであれば来ていただくと思います。ただ職員がどうこうじゃなくて、本人の気持ちで来ていただいて、こちらでこちらの状況がわかつて、今もインターネットああいう状況だけですので、お試し期間というのがありますから、そのほうでも強く募集したいと思っております。以上でございます。

○4番(梅山弘議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 今の村長の答弁の中で任期3年とおっしゃいましたけども、1年以上という規定があります。1年でもいいんですよ。辞めるのは。で来てみて、この村は私には向いていないと思えば、それは1年で辞められても結構ではないでしょうか。当時、私も議員でしたので、ちょっとその実態を把握しております。はっきり言って、もう隊員の方が一生懸命やっておられました。でも2年で辞めていかれた。その背景には、やはり執行部の扱い方が間違っていたと私は今でも思っております。これから募集されていく中で、やはり魅力ある相良村、それをどうアピールするか執行部のほうで、また考えていただければと思います。この件の質問については以上です。続きまして、十島菅原神社の整備計画についてお尋ねします。十島菅原神社は文化財対象となっております。くま川鉄道が、まだ、走っていた時にわざわざ十島菅原神社の近くで徐行運転をして、十島菅原神社を眺めさせておりました。現在、十島菅原神社を見てみると茅葺き屋根はカラスによって藁が引き抜かれ、ボロボロになっております。私の家も茅葺です。今はトタンをかぶせておりますけども、昔はよくカラスの被害に遭っていました。茅葺屋根というのは、一本、二本抜かれるとあとは簡単に抜かれるんですよ。当時、教育委員会のほうには、カラス避けのネット等を、考慮したらどうかという意見を出しました。でも、何ら村のほうとしては手をつけなかった。それが現在の十島菅原神社の実態です。それと境内の中には、十の島があります。十島という地名が生まれたのもその島の由来だと聞いております。現在、島のほうは、雑木が生えボロボロです。また、島の周りの石垣も崩れています。そして、池には、昔から数匹の数十匹の鯉がありました。現在は先日、行った時に3匹ぐらいいましたかね。それと今はございませんが、杉の大木があり、杉の葉っぱの枯葉が池に堆積し、ヘドロ状態になっております。また、池の漏水、これもまたひどいもんです。現在、泳いでいる鯉の背びれが見えます。せっかく昔の人が築いてきた文化財、これをどう整備していくのか、一応3項目ほど、質問事項を挙げておりますが、これを一括してお答え願えませんでしょうか。教育課長。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。十島菅原神社は、今、国の重要文化財に指定されておりますが、この建物の境内は地元の氏子さん方の所有でございます。現在、宗教法人十島菅原神社では、昨年度、令和6年度から今年度令和7年度の2か年間で、国、県、村の補助を受けまして、十島菅原神社保存活用計画を策定中でございます。昨年度6年度につきましては、6月11日に文化庁の調査官の現地指導を受けまして、1月15日には十島菅原神社保存活用計画策定委員会を開催し、建物に詳しい専門家の方々のご意見を計画に反映しまして、保存活用計画の中間報告書をまとめたところでございます。この計画書の内容は、建物の保存活用計画だけでなく、周辺環境を含みます、環境保全、防災、活用の計画まで含んだものでございます。議員がご指摘になりました、池の漏水や屋根の修復につきましても、この計画の中に建物だけでなく、池も一体として修理するよう基本方針を定める予定です。建物の修理をしましてから、30年ほどで茅葺屋根の全面ふき替えを行う予定ですので、こういったこともこの計画の中に盛り込んで参ります。それから、周囲の稻荷神社或いは記念物の傾き等の危険性についてですけれども、こういった周囲の建物や石造物につきましても、昨年度、基礎調査を実施しております。このような周辺のものにつきましても、歴史的景観や環境を構成します要素として保全を図るものとしまして、原則としましては、位置、規模、形態、色彩を維持する方針で計画のほうに盛り込んで参ります。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、4番議員。

○4番(梅山弘議員) 今現在、整備計画が進行中ということで安心しました。ただ、十島菅原神社だけでなく、村内には幾つもの神社ございます。そういったものも全体的に考えていただき整備していただければと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。これで私の質問を終わります。どうも答弁ありがとうございました。

○議長(永田博人議員) ここで暫時休憩します。再開は、11時10分からです。よろしくお願ひいたします。



休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分



○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に7番、徳田正臣議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣君) はい、今回、一般質問の通告は1点だけいたしておるところでありますて、できるだけ本当に今回はシンプルで目標は10分ぐらいで、あとは村長の答弁は、いっぱいしてもらって結構ですが、村民の代表機関として、この相良村村

議会が、現実的な地方政治の動かし方として、本会議中心主義でいくのか委員会中心主義でいくかっていう議論が現実ありますし、相良村の場合にはこれ本会議なのか委員会中心主義なのかが全く見てこない状況。これは、やはり議員も含めての村長相手である、議論の相手である執行部、村長を含めての話になってくるところであります。本当に今回の改選された新人の議員さんがおられますけども、今の相良村議会、この議会の状況でいいのかというクエスチョンを私は大きく抱いておるところであります。議会のありようでありますから、その議会の今回、3日間の会議日程の中で、そのコンテンツとして、どれが重要であるか重要でないかということは現実ありえないわけですが、この一般質問について、まずはそもそも論として少し考えていく場面が私は必要でないかなと思うわけです。というのは、議会の広報としても村民さんの意識としても、一般質問が議会で一番重要だと思ってらっしゃる方がいらっしゃる。果たしてそうなのか。これは多分よその先進的な自治体に行ったら、何を今更そういうこと言うんだっていう議論、話になってくるんです。一般質問よりももっと大事なのが執行部が提案した議案について現実的には軽重があるんですね、軽重というか、重要議案かそこそこの議案でいいのかですね。重要議案について、どれだけ執行部と議会が議論をし尽くせるか、そしてどういう理由で賛成なのか反対なのかっていうことが、この相良村の議会においては、全く行われた気配がない。ここ数十年間。それを私はこれ一般質問の場でまずは申し上げたいと私は思っております。村民の生活に大きな影響があるのはやはり執行部、村長が出された議案、それについて、もっと我々は深い議論をしていくべきじゃないかということを改めて、繰り返しになりますが申し上げたいと思っております。ですから本日は具体的個別的な話、要望的なことではなくて、それを問題提起として、この場を借りてさせていただければなと思っております。それではっきり申し上げてこの吉松村長の4年間の中で、どれだけの議論ができたか。これ相良村が合併して約70年ぐらいの中で、吉松村長ほど、これだけ村長としてやり易いような環境の中に村長はいないと私は思うんです。本当に、これ良くも悪くもです。昭和の時代にはいろいろ大変さがあった。国への要望が大変だった。予算要求とか、でも、今は令和2年の豪雨災害があって、言葉悪いんですけど、ダムの問題も含めて、国や県の相良村に対しての扱いが全く違う。黙っていればお金を出すよという態度。地方自治の本旨っていうものを国や県が忘れて相良村とつき合っている。そういう中で、我々、相良村議としては、村長も含めてどういった議論をしていくか、これだけやり易いような村づくりの環境の中なのに議論ができていない。さらにはっきり申し上げると、現実、新聞でも報道されておりますように与党と野党があつてもそれはそれでいいんですよ。でも与党に対しての答弁と野党の議員に対する答弁ってのは全く違う。その場しのぎ、場当たり的な答弁で、2転、3転どころか4転、5転してのような答弁が多過ぎる。責任ある答弁を村長がしているとは思えない。でももう2期目に入られました。そういうベクトルが後ろ向きの話ばかりをす

るつもりはありません。ただ、過去に今までの5年間に目を閉ざしたままこれからの3年の村づくりっていうのが果たしてどうなるかの、やはり疑問が村民にあるわけです。それをやはりできるだけ議論しながら、問題提起し、村民に知っていただく機会を作っていくのが、議員であるしこの議会だと思っております。ですから、村長がこの相良村を村長としてどういった方向に向かわせたいのか、どういった村づくりをしたいのか、これが全く見えてこない。私がよく言うのは総合計画の中で、総花的にいろんなことを挙げざるをえない。挙げてます。誰が村長であっても。その中の事業の選択と集中というのがきっちり行われているのかということを、予算形成する前に言ってきたと思いますが、予算編成においても、そして新年度に入ってもそれが全く見えてこないから、この改選が終わった、改選後の初議会の中で、やはり状況がまだなかなかご無礼ですけど見えてこない議員さんの前で、村長の村づくりの思いっていうのを、今一度、今後、いろんな補正的な予算や事業の追加も含めて、村長の村づくりの思いっていうのを伝えて欲しい。村民に対する強いメッセージを伝えて欲しい。私はそう思います。非難はしませんけど批判をします。批判をした上で村民のために、協力はしていきたいと思っておりますので、決してこれはマイナスなベクトルがそつち向かってるような質問ではないというふうな形でお受けくださると思って信じております。村長ですね、ほんとこれらの相良村のトップリーダーとしての思いを今一度、この6月の議会で仰っていただければ熱い思いをおっしゃっていただいて我々はそれに対して熱い議論をしていきますので、どうかあの熱い思い村づくりの思いをお話いただければなと思って、もうそれだけです。以上、お願ひします。

○議長(永田博人君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) はい、7番議員、いろいろおっしゃっていただいて、ありがとうございますが、自分が前任者で村長12年間されました、自分のことも含めて議会が活発ではなかったという話をされましたので、それはもう議会のほうで協議していただければと

○7番(徳田正臣君) そうです。

○村長(吉松啓一君) 思いますが、それはそれとして、やはりですね改選され、住民のいろんな話をお聞きして質問されるということが基本ですので、そのようにされたと思いますが、やはり熱い議論がなかったとかいろいろ言われますが、7番議員、前回の議員のときも、熱く質問をされましたし、それに対して、私どもも完璧ではありませんでしたがそれにお答えしてきた経緯がございます。これから先もそういうふうなことでやっていきたいと思いますが、今の答弁の中で吉松村長が一番楽しているというふうなことを言われましたが、

○7番(徳田正臣君) 楽してるとは言っておりません。ちょっとすみません。

○村長(吉松啓一君) 言葉がちょっと違いますけども、やはりこれはですね、こういう

ことは後世が決めることであって、私も令和2年3月に就任させていただきました。その後、7月には豪雨災害に見舞われて、一生懸命やってきたわけですが、このやはり自分1人ではできません。ご存じのとおり、やはり職員がどれだけ動くか、職員も災害後、大変災害を含めて苦労したわけですが、やはり完璧ではなかったかもしれませんのが精一杯やってきたと。国と県に対してもただ黙っていればこの190項目の112億円なんて全然提示されないわけです。私が内容等を説明して、職員に精査させて、国、県のほうに要望したわけですので、それに基づいてやってきました。再三言いますが、やはりこの村長がどれくらいやったかやらないか、私共も過去をみまして、あの人の村長の時にはこれがあったあれがあった、こういうことがあったダム問題も、昭和34年に電源開発があそこの場所を探して、議会のほうで議会と執行部でダムを造ってくださいってお願いしているわけです。34年後、

- 7番(徳田正臣君) 村長、答弁の途中ですみません。これから村づくりの熱い思いを前向きに語ってください
- 村長(吉松啓一君) ああそうですか。
- 7番(徳田正臣君) ということになりますので、
- 村長(吉松啓一君) はい、分かりました。
- 7番(徳田正臣君) せっかく村長にお話でちょっと場面を作ったのに、
- 議長(永田博人君) 最後までいってください。
- 7番(徳田正臣君) 違うかな、かなり
- 村長(吉松啓一君) 失礼しました。熱い思いになるかどうか分かりませんが、村民の安全安心のために対策をとっていきますので、それに対して議員の皆さんのが熱い思いで質疑されて、それに対してこちらがいろんな答弁をして、車の両輪として、繰り返しになりますが、村民の安全安心な対策を今後とも進めていくと、熱い想いかどうか分かりませんがこういう想いでやっていきます。以上でございます。
- 7番(徳田正臣君) はい、議長。
- 議長(永田博人君) はい、7番議員。
- 7番(徳田正臣君) はい、前の前任者は私でございますけども、本当これで終わろうと思っていたんですよ、先ほどので。私の時には、もう議論もなく申し訳ないですけども、何でもかんでも反対でした。本当に反対、否決、今回、吉松村長になって恵まれてるっていうのは良くも悪くもというのはそこですけど、なんでもかんでも賛成、これはある意味では、議員の姿勢として政治的な状況として良くないことなんですが、村長がしっかりと村づくりの熱い想いがあれば、これほどやり易い環境にいる村長はいらっしゃらないんですよ。この環境を今の状況を生かしてもらいたいということです。議員として協力しますから、熱い想いを共有するの当たり前です。熱い想いを具体的に俺は村民の安心安全のためにこうしたい、豊かな村づくりのためにこうしたいっていうことを、おっしゃっていただきたいって申し上げてるんですが、もう一

度お願ひいたします。

○議長(永田博人議員) 村長。

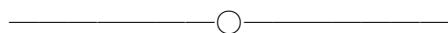
○7番(徳田正臣君) もう具体的な事業でもいいです。

○村長(吉松啓一君) 190項目を提示しておりますので、それが具体的な事業であって、これを言葉だけで、これはしますあれをしますて実行しなければ、もう分かりませんので、まずは実行していくと。そのためにも議員の皆さんとの協力を得ながらやっていくということです。あれこれあれこれ具体的なことについては、いろいろございますが、インターネットにしろ、基盤整備にしろ、190項目に入っておりますので、それを1つずつやっていくということです。どれをする、ただ演説してやらなければ駄目ですので、まずはやっていくと、1つずつ力を込めてやっていくということです。190項目については、再三議員の皆さん方にご説明しておりますので、それに向かってやっていくということです。それと相良村の計画等もございますので、それを含めてやっていきます。熱い思いが7番議員に伝わるか伝わらないかでどうけれども、言葉で熱い思いを言ってもまずは実行していくと。実行で熱い思いを表現するということでやっていきたいと思います。以上でございます。

○7番(徳田正臣君) はい。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣君) 議長。村長、本当にもう今度3度目ですので、もうこれ以上申し上げませんが、はい。やはり国と県がこういう状況の中で、190項目の112億円の話をされるのが、またちょっとこの場ではないかなと思うわけですが、あれは地方自治的に考えればもうナンセンスな話で、これに職員の皆様方はある程度は気づかなければいけない。この話、と私はちょっと、私たちは職員だからっていうふうな逃げは駄目ですよ。職員であっても答弁席に座ってるでしょ。それはさておき、実現もしないものをあれもやりますこれもやりますと言っちゃいかんと言われましたけど、選挙の時には散々言われていると思うんですよね。あれは熱い思いじゃなかったんですか。途中で大分変りましたけど、私は本当これは純粋に村長の熱い思いを聞きたかっただけなんですよ本当に。そんな熱い思いがもうないみたいなので、相良村をこういうふうな村にしたい、家庭と同じです。村長、自分の家庭をこういった健やかな明るい、ワッハッハと笑える家庭にしたい、こういう家庭にしたいという思いがそれなりにあると思うんですが、それと同じ相良村に対する思い、相良村村民のことを持ってこういうことやりたいな、こうしたら村民が本当に笑顔で喜ぶよなということがあったかと思って期待していたんですよ。やはり、でもそれが何度も聞いてもないようなので、もうよろしいです。私は本当は1回で終わらせたかったんです。だから村長にわざわざ暫時休憩の時に熱い思いを語ってくださいと申し上げたんですが、これで私、議長、結構です。終わります。



○議長(永田博人議員) 次に、5番、川邊一徳議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 5番、川邊です。改選後、初めての質問です。よろしくお願ひいたします。それでは、通告書に基づき、質問をさせていただきます。1点目、相良中学校の制服の変更についてお尋ねします。まず制服が変更になった経緯についてお尋ねします。この質問は令和6年6月13日開会の6月定例会において、永田議員が一般質問をされています。その際に教育長より時代とともに、令和5年に国で性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の推進に関する法律が公布され、研修会や講演会においてもジェンダーレス化については、多くの方々にその考えが浸透してきている。学校でも性の多様性に関する授業が行われたり、職員が学校で行う校内研修においても、職員の理解が深まっている状況である。また、その後の状況を踏まえまして学校でも保護者、或いは生徒の考えを十分に踏まえながら、学校が主体性を持って検討されることが望ましいと答弁をいただいております。それからちょうどやがて1年が経とうとしておるところですけれども、新制服の検討をされておられる最中だと思っております。学校、保護者、そして生徒が検討され、今回の制服の変更の協議になったのか、そういう理解でよろしいのかお尋ねいたします。不足等があればその分も答弁をお願いします。

○議長(永田博人議員) はい、教育長。

{「はい。」と、教育長。}

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。先ほど、議員のほうから令和6年の6月議会の答弁内容を詳しくお話をいただきました。そのとおりでございます。それ以降について、答弁をさせていただきます。多様性への配慮、それとジェンダーレスなどの考えが浸透してきているというのはご存じのとおりです。これまでの男子は詰襟タイプの学ラン、女子はセーラー服という時代でございましたけども、現在、郡市の中学校でもブレザータイプの制服導入が進んでいるところでございます。そのことを踏まえ、学校では、保護者や生徒の考えを十分踏まえ、学校が主体性を持って、検討されております。その中で、相良中学校の制服についても多様性や着やすさ、また、重ね着の困難さなど、機能面の改善とともに性別による制服を見直し、LGBTQなどの性的少数性配慮、ジェンダーレス化や多様性への配慮を目的に、現在、ブレザーや選択制のスラックス、スカートなど、性差を感じさせない制服が検討され、デザインも絞られてきているところでございます。以上です。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。ただいま経緯について、答弁いただいております。それを踏まえて今後のスケジュールについてお尋ねいたします。いつまでに、この今、検討されている新制服を決定されるのか。また、現在の何年生から、例えば6年生から

5年生、令和8年度からの入学生などを明確に決められておられれば、何年度からの制服の移行になるのか。また、今、検討中ですけれども、制服が決定した場合、例えば役場なりに掲示して村民さんたちに見ていただくのか併せてお尋ねいたします。

{「議長。」と、教育長。}

○議長(永田博人議員) 教育長。

{「はい。」と、教育長。}

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。今後のスケジュールでございますけども、現在、検討されたデザイン案が2つの種類が考えられております。現在、中学校に展示され子供に紹介をしているところです。早い機会に、保護者や児童、村民の方々に周知するという意味でも、小学校や役場ロビーに展示することを予定しております。早ければ今月中には、役場等には展示できるのではないかと考えております。その後、中学校1年生及び小学校5、6年生保護者にアンケートを実施し、令和8年度の新入生保護者へ新入生説明会の時に、学校が説明をいたします。当然、令和8年度の導入で予定をしております。その購入に間に合うように、学校のほうでも説明会を行う予定でございます。基本的には、新1年生を導入予定にしているところでございます。以上です。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。令和8年度入学、今の現6年生から新制服の最初の購入者となる理解でよろしいですか。そうした時に、今の現中学2年生、1年生ともに制服を新調される場合はその制服への移行が可能ということでもよろしいでしょうか。また1年生から新調ですから、1、2、今の4年生が入学される時には、1年生から3年生までが、すべてが新しい制服で揃ってしまうという理解でよろしいかお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えします。令和8年度から新1年生の導入を予定しております。現在の中学校1年生、2年生については、現在の中学校の制服を着用しておりますけども、スラックスを要望とか、そういう児童、生徒も考えられますので、その生徒については、購入し着用可ということで、学校のほうも考えるとこでございます。3年後、令和8年度、9年度、10年度、それを通り越して、新しい制服が全部導入されるというふうに考えております。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。スケジュールについても体制についても理解できました。3つ目の制服の購入に対する補助など検討されているのかお尋ねなんですかけれども、せっかく新しい制服になりますので金額がどのくらいになるかまだ聞いておりませ

んけれども、これを機に、制服購入時の負担軽減、全額とは言いませんので一部負担軽減策などを検討されておられるか、ちなみに、中学生の通学に使用する自転車、ヘルメットを含めて補助を出していただいております。各家庭においてはとても助かるということで多くの意見もいただいております。また、相良村出身の方でよそで子育てをされている方がいらっしゃいまして、この度、相良村のほうに帰ってこられて子育てを本村でされているわけですけれども、相良村って、このように子育てに一生懸命してもらえる村だったかというふうに、本当に子育て支援が熱い村だという意見もいただいただいております。本当にありがたい村民の声だと思っております。そこで今、申しました新制服の負担軽減について、村長にお尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 今、教育長が言われました、今、議論していると、2種類あると私も全然見ておりませんので、あとは役場に展示されるというお話ではございますが、値段だけ聞きました。幾らぐらいかかるんですか。5万円はかかりますということでしたので、私がやはり思うのは5番議員も一緒だと思うんですが、今までの服は兄弟で、兄弟か或いは卒業生から、言葉が妥当かどうかわかりませんが、お下がりということで使用されてきましたが、今回、新調されるとそれもないということを考えますと、やはり保護者負担の軽減から、補助をする方向ですね、するしない別として、検討しなければならないと思っております。それと制服について、いろんなテレビ等で見れば中学生がスポーツウェアといいますか、トレーニングウェアで通学等しておりますので、やはり今回の制服は制服として式の時にはいるんでしょうが、普段、クラブした後とか、それについては運動着で帰ったほうが自転車により汗もかいておりますので、そういう体制といいますか、そういうやり方も必要じゃなかろうかと思っております。そうしないと服を1枚買ってもそれをずっと着るわけにはいきませんので、いろんな式典の時には制服はいいでしょうけども、普段活動する時には運動着といいますか、そういうふうなやり方をやっていかれてもいいんじゃないかなと。それは教育委員会を中心に学校と保護者と決定されると思いますが、それは服は別として、それはそれで、この際、服も購入の予定があるならば、そちらも検討して、みんながやはり中学生活が利用、服も含めて活動しやすいようなやり方がいいんじゃないかなとと思っております。これは私の今の考え方であって、教育委員会に言っておりませんが、この答弁として、そういうことも考えてやると、最終的には服についても、何らかの補助、検討はいたします。するとは言いませんが検討いたします。以上でございます。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。検討するということで答弁をいただき、ちょっと郡内については、調べる時間がなかったものですから、どの町村が補助を出されてるってい

うのは分からんんですけども、長洲町のほうでは制服の購入に一部補助、3万円ってあるんですけども、また、御船町についてはお金の補助ではなく、制服一式の支給ということもやられてるみたいです。やはり物価上昇に対して賃金が追いついてない。よくテレビで言われる手取り額が追いついてない状況であります。物価に対して賃金が追いついていればいいんですけども、どうしてもこの子育て世代というのは、厳しい状況であります。先ほど、体操服もいいんじゃないかという教えもいたしましたし、今、実際中学校の授業の中で、曜日によって違うと思うんですけども授業の後に掃除をされ、その際は体操服に着替えられて、そのまま掃除をして下校というふうな形をとっているらしいです、村長が言われる確かに体操服で下校という体操服をメインにした学校活動というのも、いいのかなと思いました。そうした場合、体操服も必要ですので、何らかの手助けがあればありがたいと付け加えたいと思います。次に、2点目の村道の維持管理についてお尋ねいたします。村道上園高原線、ちょうど上園公民館から高原に上がる路線の舗装計画についてお尋ねいたします。先ほど申しました上園公民館から高原に上る大体約400メーターの区間が生コン舗装ということもあり、通行する際に非常に振動が大きく路面状況も傷んでいるような気がいたします。また、抜け道となっていることから、通勤車両が多い状況であります。そこの舗装をやり替える計画があるか。またあるとすればいつぐらいの計画になるのか、建設課長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長、お答えいたします。交通量やそれに伴う路面状況などを健全度の状態を把握するために、村内の村道112路線ございますが、すべて調査を実施しております。この調査結果に基づきまして、本村では、舗装個別施設計画を策定しているところでございます。この計画の中で昨年度までに舗装改修工事が完了した路線を除きまして、各路線の優先順位、それから修繕予定区間、それから施工する年度等を定めているところでございます。ご質問の路線の総延長につきましては、約1,600メーターございまして、その中でこの本計画にある修繕予定区間の延長は、現在のところ320メーターでございます。施行年度は予定では、令和14年度から15年度を計画しておるところでございます。なお、ご質問の上園公民館周辺の坂道の区間につきましては、施工する年度に参りましたら再度、路面性状の状況の調査、FWD調査と言いますが、特殊な調査を行いまして、舗装改修工事を施工できるかの検討を再度行いまして、実施していくべきかを考えておるところでございます。以上でございます。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。村内に112路線あり、短い路線から長い路線、補修が終

わられた路線も実際見ており、非常に助かっているわけです。予算の都合で大きく変わるとと思いますけれども、全部が終わるころには、最初にした舗装のやり直しはもう一度、改修をしなければならない状況が出てくるのかなと思っております。生活をされる方、道を通られる方においては重要な問題だと思いますので、交通安全の観点からも早急に検討できる部分は検討していただきたいと思います。また、当該路線については、かなりの高低がある坂道でございまして、雨の日にはかなりの水量が路面を伝って下の村道におりてくる状況で、U字溝が入ってるんですけども、どうしても雨の降り方が異常ですので、その排水では排水溝の大きさでは処理しきれず、オーバーしてしまうような現状もありますので、道を改良される際には、その排水処理の検討も同時にお願いしたいと思います。答弁を、答弁があればお願ひします。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 当路線、建設課長とも協議しましたが、一番安全なのはコンクリート舗装だそうです。アスファルトは、今、言われましたとおり、やはり滑りやすいということで、今のコンクリートの方が丈夫だという話ですが、やはりガタガタすれば、それは改修していかなければならない。そのあとにもありました川郵便局から公民館の間、特に上園集落に入ったところの側溝が蓋のほうが高くて離合もできない状況ですので、ここはどうにかそこをすると、その横の農業用排水のほうが郵便局寄りにありますので、排水するのであればそれにやるか、そこは今日、明日のことではありませんが、ちょっと先を見据えて検討しなければならない。先ほど言いましたとおり、そこを通って広域農道といいますかフルティーロードに行かれる方がそれで通勤される方が多々あるもんですから、そこも考慮して、そのところをもう1回、検討をさせていただければと思っております。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。はい、計画をされておりますので、計画に従つて、予算の都合では一刻も早くお願ひしまして質問を終わります。

○議長(永田博人議員) ここで、暫時休憩します。再開は、13時からです。チャイムの終了後に再開したいと思います。



休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 01 時 00 分

○議長(永田博人議員) 1休憩前に引き続き会議を開きます。次に1番、古川涉議員。
{「はい、議長。」と、1番議員。}

○1番(古川涉議員) こんにちは。初めての一般質問になりますので緊張していますけれども、頑張っていきたいと思います。まず通告書に従つて1つだけお尋ねしたいと思います。鳥獣害対策についてです。①の柳瀬井沢地区のイノシシ、シカの対策に

についてどのような対策がとられているかお聞きします。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。井沢地区の有害鳥獣対策においては、昨年度、複数の被害相談があつておりました。捕獲隊により猟犬を入れて、鳥獣の追い払いを行つたり、箱わなを設置したりしております。この地区では、令和5年度はシカが15頭のみだったのですが、しかし相談が多かった令和6年度ではシカが19頭、イノシシが14頭、捕獲されたとの報告が上がつてあります。昨年度はイノシシの捕獲時期を通年にした経緯もございますが、直近では、シカ、特にイノシシが相当数、この地区では捕獲されております。その甲斐あってか、現在では少し落ち着いている状況になっております。また当地区では広域的に防護柵が設置できないかとの相談もあつておりますので、国の補助事業等を利用して、防護柵を設置する計画も現在のところ検討されております。以上、お答えいたします。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

○1番(古川渉議員) はい、ありがとうございます。井沢地区だけではなく、他の十島地区等でも被害等が確認されていますので、今後とも対策のほうを村としてでもお願いしたいと思っております。続いて2番目ですけども、木綿葉大橋付近の球磨川河川敷地の管理についてをお尋ねしたいと思います。村長、お願いします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、1番議員言われました鳥獣害対策、課長のほうが申しましたが、井沢地区については頭数も駆除しておりますが、あとはもうやはり集団的にフェンスですか、フェンスをしたほうがいいんじやなかろうかということでこちら考えておりますが、その場合も地区の合意形成がないとなかなか難しいものがあります。なぜならばと言いますとそのあと草刈の管理等があるもんですから、それがまとまれば村のほうで国の補助を得てやっていくと。それと今、質問出ました合流地点の西村地区から十島地区については、国交省にやはり樹木の伐採をお願いしました。

その中で、その内容はといいますと、やはり鳥獣害対策で、あそこがイノシシ、シカのすみかになっていると。よって農業に多大な被害があるから切つてもらえないだろうかということでご相談申し上げましたところ、国交省のほうで、現在も切つていただいております。今日、ここ2、3日は水量が多くて作業にかかるおられませんが、6月中には見通しの良い形でやるということになっております。ただ、1回切つて済むものでありませんので、やはり自分に関係あるところは自分ができるところはやっていただきたいと思っております。それと木綿葉大橋下、ここ今回質問が出ましたので、どういう状況かということで、令和元年と2年にあそこ樹木の伐採を国のほうがされておりますが、あそこの面積どれぐらいあるかなということでちょっと目測で測

ってみましたところ、合流地点から木上堺までラルゴの森の先まで、2,000 メーター以上あります。2200 それに横幅が広いところは 300 メーターということで、面積的には 20 ヘクタールぐらいあるんじゃなかろうかと。その中で民有地が半分以上あるんですが、木綿葉大橋から上、ちょうど井沢集落の小原の 1 番議員の実家の下までが、国の管理区間が河川敷地が広くありますが、その中にその近くに崖下といいますか、そこにも民有地があるもんですから、国のはうに、どうにか鳥獣害対策でできないかということで相談をしていきますが、その中で国有地については、以前したように、どうにか対策はとるかもしれないが民有地があるということで、民有地はどうにかできませんかという話で、民有地の地権者の方が了解を得れば、そのところまではできると。ただあれから上、池がありますが、あれからラルゴの森にかけて、そこについては筆界未定等があって民有地がほとんどなもんですから、そこについてはまた今後、考えなければならないという話でございました。村とすれば広大な河川敷地をできれば掘り込み式の遊水地みたいにしていただければいいんですが、さしよりは、やはり樹木の伐採をしていただいて、シカ、イノシシ等の鳥獣害対策をやるために一環で樹木の伐採等をお願いしたいなということで、議員も質問していただきましたので、それを含めて国のはうに強く要望したいと思っております。以上でございます。

○1番(古川涉議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、1番議員。

○1番(古川涉議員) はい、先ほど答弁のあったとおり、これから先も、また、この球磨川木綿葉大橋下河川敷での鳥獣害等の出産場所等にもなっていきますので、今後ともどうにか伐採等を進めていただけるようにお願いしたいと思います。以上で終わりります。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に 8 番、黒木正照議員。

{「はい、8 番。」と、8 番議員。}

○8 番(黒木正照議員) 8 番です。私も久しぶりの一般質問ということで、なかなか、この場に立っているのが不思議な感じで緊張しておるところでございますが、よろしくお願ひを申し上げたいというふうに思います。私は 2 点ほど、通告をさせていただいておりますので、通告順に従って質問をさせていただきます。まず基幹林道四浦西線についてということでお伺いをいたします。この現状ですね、この進捗率及び今後の日程についてということでお伺いをいたしますが、この基幹林道四浦西線、これは平成 29 年 11 月に四浦の西地区住民、約 94 パーセントだったというふうに記憶しておりますが、4 区長連名で 94 パーセントの署名をもとに 4 区長連名で請願書が提出されたところです。同年 12 月に議会で採択を行いましたけれども、それにもかかわらず糸余曲折おえてようやく、今、動き始めたというところでございます。そういう中で、地域住民の方、本当に喜んでおられる方がほとんどでございます。そこで、今

現在の進捗率といいますか、進捗状況と今後の日程についてわかる範囲でお知らせいただければというふうに思っております。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。現在の進捗状況ですが、県にお聞きしましたところ、今年度は支障木損失補償、それと8月には着工の予定となっております。発注内容といたしましては、2工区間となっておりまして、1工区目が山江村の林道からの進入した箇所、延長が400メートル、2工区目が黒石平川線からの作業道から進入した箇所の延長が500メートルとなっております。その他9月以降に令和8年度開設区間の詳細測量委託の発注、それと承諾書徵収、随時、用地交渉を、そして12月に次年度の予算要求というふうな流れになっております。以上、お答えいたします。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、なかなかちょっと今、1工区とか2工区とかと言われますけれどもちょっとはっきりこの場で理解できませんけれども、請願について、当初、地区のほうでは、椎葉、中原、或いは山口、中尾、平、小柏、平川の6集落を結ぶ基幹林道としての請願でございました。その中で今回、今、課長言わされましたけれども、どこからどこまでを整備される計画でおられるのかということをお伺いします。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。四浦西線の区間ですけども、初神の起点のほうが初神の永江瀬馳線のほうから上がっていったところと、終点のほうが山口集落のほうになっております。以上、お答えいたします。

○8番(黒木正照議員) はい。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。今、起点が瀬馳からと終点が、今、山口までといういうふうなことのようでした。先ほど申しましたように、請願では6集落、椎葉まで結ぶようなことでの請願でございましたし、議会でもそういうのが採択したということでございますので、あと、今まで私が説明受けた中では10年ぐらいを目処に山口までというような感じで聞いたところでございますが、山口から後の椎葉まで、その後の計画というのは、どういうふうになっていくのかということでお伺いをしたいと思います。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。現在の段階では、先

ほど申し上げました初神から山口集落までのそこの林道の整備になりますが、それが今、事業予定期間を13年間というところで想定しております。その後の椎葉までの路線に関しましては、今後、また、計画のほうを随時、進めてはいきたいと考えているところです。以上、お答えします。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。ありがとうございます。椎葉までの路線のほうも考えていくというふうな答弁でございましたので、よろしくお願ひ申し上げます。次、2点目ですが、その各集落の接続についてということで、お伺いしますけれども、令和2年7月豪雨災害において、小柏、平、中尾地区においては、道路の崩落によつて、孤立集落となつたところです。そういう中で自衛隊の方々の協力によりまして、避難を行つたというところでございます。いかに道路を避難路としての大切さということをしみじみとその時に感じたものでございますが、道路というのはやはりループすることでどちらにも逃げること、安全対策の必要性というものを当時、改めて認識したところでございます。そういう中で今回、各集落と基幹林道、あと13年かかるというふうなことでございますが、どのように接続をしていただいて、安全確保につなげていかれるのかということで、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。この基幹林道に關係ある集落ですね、先ほど言わされました小柏、平、中尾、山口ですが、ここの集落との接続ですけども、既存の今ある作業道、これを中心に接続を当然、林道が整備されて、集落との接続までは考えないといけないと思いますので、作業道を中心にもし県のほうで工事整備ができないということになれば、当然、村でも隨時検討していくような形になっていくと思います。以上、お答えいたします。

○8番(黒木正照議員) 村長もお願ひします。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、農林振興課長が申しましたとおりですが、具体的には各集落から要望があつたということで、私も、当時、議長でしたので、よく覚えておりますし8番議員の議会で幾度も質問され、要望もされたことも存じております。その結果が、今度、実行をされたということで、まずは起点は初神といいますか田代地区になります。瀬馳線から上がっていって、小柏の近くまでどうにかできないかということで県にお願いしました。その時にこちらの要望まではちょっと歩み寄つて、その近くといいますか、小柏の集落の高さまでこう上がってきて、結果的には尾根を行きます。ちょうど平川から上がった、昔、尾方原っていったところの字名が堂上ですかね。あそこを通つて尾根を行つて、山江堺から今度は中尾のほうに、尾根伝いに下りてきて、

山口に行くと、それから山口の橋を渡ってちょうど山口三郎さん方の上ところを渡つて、椎葉に行って、また、椎葉に行くというルートで、それが山口までが1工区、それから2工区ということで10年という話がございましたが、県が16年ということで示されましたので、それじゃ困るということで、うちの190項目の中にも入っておりますが、それじゃ困るからということで13年という話でしていくということでございました。よって平川から行く林道もすぐ横ですので作業道からも繋げますし、特に小柏の集落も1件ですが、そこも1年間、道が通られませんでしたので、集落の先のほうから、奥のほうからやはり基幹林道に繋げるということで考えておりますし、尾根を通って中尾と平野の間に、また、作業道がありますから、そこから基幹林道に繋ぎ、今も、現在、行けば作業道で繋がっておりますので、それをちゃんと県のほうと再三協議をしております。一番ご存じだと思いますが、これは相良人吉線、山江に通じる県道、この代替も含めておりますので、それも県も重々わかっておられるようですので、それを含めて、村と協議をしております。いろんな面で変更があると思いますが、できるだけ災害に遭わないためには谷の下よりも尾根を行ったほうがいいと。それで山江のほうから、大河内から、萩から来ますが山江から来てもすぐ、小さい尾根を超えるばもう基幹林道に行くということですので、着工についてはその山江境からしたほうが早いと。その着工のためには、それ用の道も造っていきますので、それがまた避難道路になると、平川から上がって、堂上ですか、そこに行つてもそこから、また工事をしますので、その間の区間も県が整備していくということですので、その工事が初神から行くんじゃなくてそこそこから随時行きますので、それが連絡道路であり、作業道になってきますので、避難路といいますか、緊急避難路には利用できるんじやなかろうかと思っております。いろんなことで地域の人から要望があれば要望に応える範囲の中で、私ども進めるのは県ですので県のほうに要望していきたいと思っております。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。今、村長のほうからも詳しく説明をいただきまして本当にありがとうございますけれども、やはり県道相良人吉線貫通促進期成会のほうに私も長年入らせていただいておりましたけれども、なかなかこれが名前は貫通促進ってなっていますが貫通がなかなか難しいということで、それに代わるような基幹林道ということで本当にありがとうございますけれども、先ほど言いました作業道として繋いでいくというふうなことでございましたけれども、その作業道がなかなか今現在あるのが災害に弱い。毎年毎年梅雨時期になると、その作業道が荒れて、車が通れないような状況にもなっているっていうこともご存じだと思いますので、それも含めたどうせ繋がるんであれば、それまで整備を含めたところで、やっていただけるものというふうに思っておりますので、そのことも含めてお願いをしておきたいという

ふうに思います。そういうことでその3番目に入らせていただきたいと思いますが、地域振興策としての取り組みについてということで、お伺いをしたいというふうに思いますが、この四浦西線が出来ることで、四浦全体にどのような活性化が生み出されるか、これが私問われてくるんだろうというふうに思っております。とても重要なことだというふうに思っております。例えば秋になると紅葉を目当てに行楽客がかなり増えることも予想されますし、そのことで、廻り観音の川辺川魅力創造事業、これともタイアップできるんじやなかろうかというふうに、大いに私は期待をしておるところでございます。また、この基幹林道が出来ることで、路面の整備が進みまして、林家の所得控除、生活の安定化に繋がりますし、雇用の増加にも繋がるんではなかろうかというふうに思っております。そのことで山の手入れも行き届くことになりますし、そのことで災害の防止にも繋がるというふうに期待をしておるところでございます。村として、私、今、言いましたけれども、それ以外にこの基幹林道四浦西線の出来ることで地域振興策としての取り組み、何か考えがございましたら、お聞かせ願えればというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。先ほど議員のほうからも、おっしゃっていただきました川辺川魅力創造事業のワークショップの中でも、川辺川を育む山林への関心が非常に高い状況でございます。そこで村民や観光事業、また企業の研修場所として、何か外から来ていただくために、直接、山林に触れていただき、森林資源を活用した観光、教育、健康などの分野で体験型のプログラムが創出できるのではないかと考えております。今後は、地域の林业従事者や関係者と連携して、社会実証を実施するなど、地域振興に資する取り組みを検討していきたいと思います。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) 農林振興課長まで。

○議長(永田博人議員) 農林振興課長。

{「はい。」と、農林振興課長。}

○農林振興課長(倉田雅弘君) 農林振興課長、お答えいたします。先ほどおっしゃいましたところが大体中心になるかと思いますが、林业面で言えば、豊富な森林資源の循環利用と林业雇用の創出や地域間交流の促進など、地域力の回復と活性化に重点的に取り組みたいと考えております。また、一番は地域住民の安全性を確保するための緊急時のガイドとしての活用もしっかりと検討していきたいとそのように考えているところです。以上でございます。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。今、言っていただきましたようにいろんな取り組みを行っていただいて、この相良村の地域振興策、これに大いに取り組んでいただい

て、村民の幸福向上につなげていただきたいというふうに、切に願つておるところでございます。私、この以前ですね、基幹林道のことについてある方から、黒木君、一刻も早くこの基幹林道ができるんだろうかと今、適性期の山がいっぱいあると。自分が生きているうちに材を出したいと、安心安全にもなるので、早くできんだろうかということを言ってくださいました。そういうことで、この事業について本当に頑張ってくれということでございましたが、残念ながら、もうその方、今、おられませんけれどもみんなが待ちに待った事業ですので、前倒し、前倒しても、進むように努力をしていただければと思いますし、この基幹林道四浦西線の取り組み、これは私たちが誇りを持てる魅力的な地域づくりになる相良村の大きな地域振興策の1つ、先ほども言いましたけれども、思っておりますので、どうぞ精一杯努力をしていただければというふうに心からお願いをするところでございます。次、大きな2点目に入らせていただきます。自転車通学についてということでございます。この自転車通学の現状についてということで、まずお伺いしますが、自転車通学生、平成27年、これ私が質問した時に当時、生徒さん150名ほどおられました。その約80パーセントの120名の方が自転車通学をされているというふうな答弁でございましたけれども、今現在は、95名の方の生徒さんだというふうに思いますけれども、何名の方が現在は自転車通学をされておられるのかということで、まずお伺いします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。今、全校生徒95人、通学をしている生徒は65人、68パーセントでございます。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。私、聞いたところ、何か自転車通学、距離ではなくて、何かしらの近い学校から近い生徒さん方も何人か自転車通学をされてるというふうに伺いました。そういうところでどういう基準で自転車通学をされているのかということでお伺いをしたいと思います。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。学校のほうで規定を作成されておりまして、南小学校区の生徒が原則として対象となります。あと徒歩で学校からの距離とか、そういうものの規制はございません。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。ということは任意といいますか、希望があればどなたでも自転車通学ができるというふうな考え方でよろしいでしょうかですね。はい、分かりました。そういう中で、今、68パーセント、65名の方が自転車通学をされてるとい

うふうなことでございますが、以前、私が質問した時、一般の方から、特に冬ですが、タスキとか反射材、これにつけてない生徒さんがいると非常に危ない思いをしているというふうなことをそういう話があったということで伺っておりますが、現在においては、一般の方から通学生に対する問題点といいますか、クレームといいますがあつてているのかどうか、また、逆に生徒さんのほうからこういったことで不安に思っていることがあると、危ない目に遭っているというふうな相談があつていているのかどうかお聞かせください。、

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。村民の方のクレームといいますか、ご指摘があつてるのは、並列で運転して危ない場面があつたと。それから、役場前商工会横の坂道をスピードを出して、危険だったということを聞いております。学校では、その都度指導を行つてはいるということでした。また、クレームではなく、ヘルメットの着用については、全員がよく着用しているということでお褒めの言葉をいただいている場合もあります。生徒の不安については、特に聞いておりません。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。雨宮の上の下り坂ですね、やはりああいうところのスピードということなんでしょうかですね、そのクレームがきたというのですね。スピードの出し過ぎというのは、

{「役場前と、」と、教育課長。}

役場前と、

{「商工会。」と、教育課長。}

商工会のとこですか、そうですか。はい、分かりました。2点目の歩道通行について伺いますけれども、自転車の歩道通行については、皆さんご存じだと思いますが、自転車通行可の標識があるところは当然、誰でも通行ができるわけですが、通行可の標識がある歩道よりも広い歩道とありますけれども、そういうところに標識がないところもあります。自転車の歩道通行が保護者にとっても、自転車にとっても安全かどうか、本当に難しい問題だなというふうに思つておるところでございますが、歩道の広さにもよると思いますし、道路状況にもよる、例えば道路が狭くてカーブが続いているときなどは、標識がなくても、歩道通行が安全なのかもしれません。平成27年の一般質問で私が行つた自転車の歩道通行について、警察のほうと相談をされて、この歩道通行について協議を検討をお願いできませんかというふうにお願いをしておつたところですが、その当時は課長じゃありませんでしたが、引き継ぎがなされて、その検討をされたかどうか分かりませんが、そういったことでの協議検討をなされているのかどうか、お伺いします。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。歩道の通行につきまして、学校のほうと協議しておりますので、基本的に自転車は車道の左側を通行するように指導をしているということでございました。ただし、例外としまして、役場前から商工会の前までの部分については、交通量も多いので左側の歩道を通るように指導しております。その際は、歩行者優先で通るように指導しているということでした。はい、以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。本当にいいことだなというふうに思います。といいますのもやはり自転車が車道通って、本当に危険な場合がある。やはり、命最優先ですので、標識がなくても、やはり安全な場所であると思えば、そちらのほうを通ってもいいというふうな指導がなされても、本当にいいのかなというふうに思っておりますので、いいことだなというふうにお伺いしたところでございます。そこで警察の方も、お伺いしたところ、標識がないのに歩道通行したからということで、すぐに検挙っていうか、行政指導はしませんというふうな話でございました。自転車通行可の標識がなくても危ないと感じる場所ではもちろん、さっき言わされました、歩行者優先でございますけれども歩道通行ができるんではなかろうかというふうに私も思っております。これから警察の指導を受けながら自転車の歩道通行を含めた安全教室、このあり方を検討していただきながら、生徒たちが法律的にも安心して通学できる体制という、こういうものを構築していただきたいなというふうに思いますが、現在、そういった歩道通行に関しての、自転車に学校を持ってきていただいて、安全教室、そういったものがなされているのかどうか、また、今後なされていく考えがあるかどうか。さっき言わされたように標識がなくても、やはり通行できるんだよと、通行していいんだよというふうに教えていくことが生徒さんたちはやはり正直なもんですから、標識がなかつたら、歩道通行できないというふうな思い込みがなされる方も多いかと思いますので、そういう安全教室のあり方、やり方、今後、やっていかれることがあるのかどうか、検討されるかどうか、お伺いします。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。安全教室につきましては、中学校では、4月11日に開催しておりますので、人吉地区交通安全協会、相良支部の指導員と人吉警察署深水駐在所の所員の方に指導していただいております。まず、全校生徒95名が講話を聞きまして、その後、1年生全員が運動場に移動しまして、実際に自転車を運転し、安全運転を学習しております。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。一般的な安全の運転の教室というのは、安全教室ですねそういうのはされているんだろうと思うんですね。先ほど言いましたように、身を守るために、標識がなくても、いざ歩道を通ることができるとか、そういった臨機応変なことも含めての学習といいますか、やっていただければなど。やはり大人はちょっとずる賢いですが子供さんたちは、本当に正直な方が多いんですね。標識がなければ、歩道を通行しないとか、そういうこともあるかもしれませんので、そういったことも含めて、今後やっていただければ、ありがたいのかなというふうに思っております。次の最後の3番目に入らせていただきます。安全対策及び保険加入についてということでいきますけれども、この安全対策について先ほどですね、歩道通行について伺いましたけれども、歩道を自転車通行する場合、狭い区間が本当に多いんですね。特に雨宮の場所、あそこ、自転車は車道、先ほど言われましたが走るんですけども、S字カーブで本当に自転車も、自転車ばかりでない、歩行者も危険あります。危ない状況下にあそこにあります。今後、大型車両の通行が増えていくことが予想されますけれども、熊本県によって、村内全般にわたって測量等が行われているというふうに聞いておりますけれども、少しでも早い自転車通行ができる安全な歩道整備、或いは車道の拡幅というものが望まれてきておる状況であります。そういうことで雨宮から、雨宮を含めた歩道整備、或いは車道の拡幅、そういった具体的な場所についてと、スケジュールについて、県から、具体的に示されているのかどうか、教えていただければというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。現在のところ、県のほうから雨宮付近の国道445号の歩道拡幅するするような予定とは聞いておりません。聞いておりますのは、スクールバスの停留所付近の拡幅を優先的に行っていくという話は聞いております。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) これは建設課長でもご存じないですかね。まだそういった情報来てませんか。多分、県のほうから以前は、逐次、離合箇所に対しては拡幅するとか、そういったこと話し合っておりましたが、実際歩道に関して、含めて、そういった場所、具体的な場所、或いは時期的なものが示されてきておるのかどうか。

○議長(永田博人議員) 通告はあっていませんけど、建設課長よろしいですか。

{「はい。」と、建設課長。}

○8番(黒木正照議員) すみません。申し訳ないです。

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。私のところに来ている情報については、今、県の工務課のほうで、現在、教育委員会のほうから出されている通学路安全プログラムの中にあります、いろんな要望箇所、それからスクールバスの停留

所を含めたところで、大型車両の走行に関する部分も含めて、松馬場付近から、四浦にかけて測量のほうを実施されております。その中でどうしても両サイド、宅地と農用地がかかる部分については、検討していく必要があるということで、農地についても、今後、そういう線形も含めたところで、検討しつきりした時点で、また、議会のほうにも説明に上がるという話は聞いておるところです。よろしいでしょうか。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) 建設課長、申し訳ありません。通告をしておりませんでしたけれども、答弁いただきましてありがとうございます。本当に、先ほど言いましたように、大型車の通行量が今後かなり増えていくということは、もう分かっていることでございますので、自転車通学、或いは子供さんの通学、歩行者の方の通学、これは安心安全、本当に担当していくために、私たち議会も含めて強力にこういった歩道の拡幅或いは車道の拡幅について、要望を重ねて参りたいというふうに思っております。次に保険加入についてということでお伺いしますが、これも平成27年9月に、お伺いしたことでございますけれども、そのとき自転車の保険ですね。この加入については約半分の方が加入しているというふうなことでございました。そういうことで、この加入促進についてもお願いをしておったところでございますが、これももう10年ほど経っております。半分だったのが、今、現在、できれば全員入っているんだよというお答えを聞きたいわけですが、現在、どのくらいの方が加入されているのか。95名中、68パーセントですから、65名っておっしゃったですかね。そのうちの何名のどのぐらいの方が保険加入されているのかということでお伺いをいたします。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。65名のうち、1年生が22人通学しております、この分は100パーセント保険加入しております。2年生が29人、3年生が14人ありますが、この学校のほうではこの加入率については把握はしておりませんが、毎年5月に自転車の点検を行っております。保険加入していない保護者には、この際、この時に加入するように呼びかけをしているところでございます。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。パーセントはおっしゃいませんでしたけれども、呼びかけをしてる人数が何人だということであればパーセントが出るのかなというふうに思ったところでございますが、ただ、先ほど言われました1年生、これが100パーセント、これはやはり自転車を買う時には、この保険に入ってるわけですから、当然100パーセントだというふうに思いますけれども、先ほど言われました学校のほうで点検をされてるということですが、このTSマークですね、点検をしないと交付

されないということのようでございますので、ということは逆に専門家による点検がなされていないということになってくるんですね。ですから専門家が点検をされていない自転車にやはり乗っているということはやはり不安なことでもありますし、TS マークにも入ってないということで、やはり、何らか事故があった時には、大きな問題になってくると。これは生徒さんだけじゃなくて家族も含めて、相手の被害者の方も含めてそうなってくるんだろうというふうに思っております。そういうことで自転車事故による高額な損害賠償に備えて、被害者に保護や加害者の経済的負担軽減を目的に、自転車保険の加入義務化、これが進められているということで、2020 年 8 月時点で熊本県を含む 32 の都道府県で義務化がなされているというふうなことでございます。今後、全員の保険加入に向けてどのような対策を立てていかれるか、今、課長、多分、パーセントおっしゃいましたので、保護者の方にはそういうふうな申し入れをしているということでございましたけれども、ちょっと強力に行っていく必要があると思いますので、課長、どのように今後していかれますでしょうか。村長、後で言いますので。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。保険加入していないところの保護者には加入するように呼びかけをしておりますが、それでも加入していないところがあるところにつきましては、再度確認しまして、呼びかけをするようにしたいと思います。

○8番(黒木正照議員) 協力にお願いします。

○教育課長(出合宏光君) はい。強力に、はい、呼びかけをしたいと思います。以上でございます。

○議長(永田博人議員) 8 番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。すみません。村長、私も先ほど建設課長も同時ですが、村長のほうにも、これもう通告しておりませんでしたけれども、はい、この TS マークですね、2,000 円から 3,000 円だそうです。金額はですね、村長のほうはヘルメットの購入に補助もされております。これも 2,000 円だったですかね。先ほど今日の一般質問においても制服の購入、これについても検討したいというふうな前向きな答弁がなっておりました。そういうことで、教育課長、やはり教育課長としてはやはり保護者の方には入ってくださいよというふうなことしか多分言えないんだろうと思う思います。そこで村長、この TS マーク保険に関してもどうか生徒数も 65 名ほどだそうですので、この補助ですよ。これも命に関わることですので、どうか前向きに考えていただけるかどうか、通告しておりませんでしたけれども、回答いただければよろしくお願いします。

○議長(永田博人議員) よろしいですか。村長。

○村長(吉松啓一君) 今、教育課長が言いましたが、村では、この頃ヘルメットの補助

をしておりますね。それには保険加入をすることということで要綱に入れておりますので、自転車の補助もしております。これ3万5,000円かな。3万5,000円について、その要綱の中にやはり保険加入を義務づけるような形をしたほうがいいと思っております。ただその掛ける保険金について、村がその保険について補助金を出すのが妥当かどうか。そのところ、ちょっと検討をしましてそうであったならば自転車の補助を少し上げるとか、保険に対してじゃありませんが、それはもう保険というのではなくて、保険金をまた自分に来るわけですから、それを村からかけるという筋合いのものかどうかということもありますので、まず自転車補助、ヘルメット補助を含めたその中で金額等を検討させていただければと思います。以上でございます。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) 8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい、これについてはやはり乗っている人だけの問題ではなくて、家族、或いは被害者の方も問題も出てきますので、これは大きな社会問題になつてくると、もし万が一の時にはですね、思いますので、前向きな検討いただければありがたいなというふうに思います。私、久しぶりの質問で本当に心臓が口から出そうなくらいドキドキしておりますけれども、今日は丁寧な答弁いただきありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長(永田博人議員) ここで、暫時休憩します。再開は、14時からです。お願ひします。

休憩 午後01時52分

再開 午後02時00分

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、9番、市岡智恵議員。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○9番(市岡智恵議員) 9番、市岡です。今回、3件ほどの通告書を提出しておりますので、それに基づきまして質問をさせていただきます。まず1点目、空き家対策について、昨年9月に質問しております。空き家の戸数が146戸と確認されておりますが、現在の状況はどのようにになっているのか、企画商工課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) はい、企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。昨年度に実施しました村内全戸調査などを踏まえた現時点での空き家の台帳の件数につきましては、178軒となり、前回の空き家の数に比べまして、32軒ほど増えております。増えた主な要因としては、住まれていた方が亡くなったり、転居したり、転居された後に空き家とな

るケースが多く、親族の方が相続したものの、他の地域で生活をされていて、空き家となっているものも少なくありません。また、現時点での空き家 178 軒のうち、50 軒は管理ができており、売却、また貸借などの活用が見込まれますが、その他は大幅な改修、また解体などが必要な空き家となっております。なお、空き家バンクへの登録がされた後、活用の意向を示され、ホームページ上で公表している軒数につきましては、現在 4 軒となっております。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、ただいま企画商工課長からの答弁で、178 戸と言われましたけれども、確かに増加していると思います。今現在、調査されておりますが、この数字が妥当だと思います。まだまだ増加する傾向があると思います。課長からの空き家調査をしている途中ですので、特定空き家などの把握はできておらず、まだ協議に至っておりませんとの答弁をいただいております。今後、この調査により特定空き家の状態にあると判断された空き家については、特定空き家の認定や、認定した場合の措置の方針について、空き家対策協議会において協議をなされたか、担当課として特定空き家に認定された時の措置については、どのように考えているのか企画商工課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。3月 19 日に空き家対策協議会を開催し、空き家対策計画の改定に伴う変更の内容や活用に向けた対策について委員の皆様にご協議いただきました。特定空き家や管理不全空き家に対する措置の方針については、まず周辺の建物や道路など、不特定多数の方へ悪影響を及ぼすものから優先し措置を行うこと。また、措置を行うために、職員などによる必要な限度において立ち入り調査を実施し、建物の状況を把握した上で、周囲への影響や所有者の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討し、措置の内容を決定するにあたり、協議会の意見を求めるなどを確認していただきました。なお、特定空き家など認定した場合の措置につきましては、まず、助言や指導を行い、改善が見られない場合は勧告を行うことになります。勧告を行っても、必要な改善が見られず、特に必要と認めた場合は、法に基づき勧告した措置を講じるよう命じます。命令の措置が履行されない場合や措置が十分でないと判断した場合は、行政代執行法に基づき命令措置を所有者の代わりに村が行うという手順で進めていくことになります。ただし、その費用につきましては、後日、所有者へ請求することとなり、回収ができるか不安な面もあります。他の自治体でも、行政代執行による措置が進んでいない現状となっております。そこでまず、村としては特定空き家や管理不全空き家に至らないよう、適切な活用につなげる取り組みを重点的に行って参ります。以上、お答えします。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。方針、また、特定空き家に認定された時の措置についての答弁をいただきましたが、空き家が増加している状況において、他の自治体による対策を見てみると、空き家のリノベーションを行い、維持を促し、利活用の推進を行っている自治体もあります。空き家利活用に関して、村で買い取り、リフォームをして定住を条件に譲渡するなど、活用方法を検討する必要があると思いますが、相良村において活用についてどのように考える考えがあるのでしょうか。企画商工課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長、お答えします。今年度は、村が活用できる空き家の中から移住定住の拠点として利用できる空き家を選定することとしております。そのあとにリノベーションする計画としており、建物や土地購入費の予算を確保させていただいております。そこで現在、立地などの条件を整理しているところで、候補地の選定ができ次第、所有者の意向を確認し進めて参ります。まずは活用するためには、空き家バンクに登録していただく必要がありますので、前年度の空き家で売却や貸借の意向を示されている方へ、空き家バンクへの登録を促すため、集落支援員を配置し、所有者へ連絡を取り、意向を確認するなどの取り組みを行っております。また、熊本県宅地建物取引業協会と自治体とが協定を結び、専門的な知識を有した方と一緒に空き家を確認し、建物の状態をより詳細に把握した上で、活用につなげている事例がございますので、村としてもこのような取り組みも併せて検討しております。以上、お答えします。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。ただいま課長から答弁をいただきましたが、利活用について村長としての考え方をお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長(永田博人議員) 村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今、係が言いましたが、空き家対策について、イノベーションして購入してとかいろいろ言いましたが、これはできるところとできないところがあるもんですからできるところが少ないんじゃないかなと。一番後に申しました宅建協会等に情報を流して、そこでリフォームしていただいて、売買するという形が一番理想的じゃなかろうかと思っております。ただ空き家についてもA、B、C、D、Eなどランクがございますので、管理されているところはいいですが、管理されていないところについては公費で解体もできませんし、個人でも解体するのに100万円単位ですので、

これも大変だと思いますので、これになる前に、できれば思ったのがやはり地区を出て行かれる場合は地区の人に、出でいくという話はされますが、地区の人がやはりこの家はどうするんだ、誰に連絡し、すればいいのか、或いはこれは解体されるのかと隣の人に言ってもらえるのか、やはり地区の人が出でいく人に言うべきじゃなかろうかと思っております。私は空き家になってから集落からどうするんだというこういう要望、質問がありますが、その前の段階でも地区でも頑張っていただくということが一番大事じゃなかろうかと。昔のことを申しますと、戦国時代は、出で行く時には、その家の燃やして出で行かれたそ。なぜならば、そのままおくと、いろんな人が住み着いて地区の人に迷惑をかけるということで、火をつけていかれたって文献に書いてありますので、やはりそのことを、地区の人が困らないようにされていた。そこは昔からですのでそうされていたんだなと。今になればそういうことは抜きにして、あとは行政はどうするんだという話になりますが、その前で地区の人がやはり見てて、これは売ってくれとか、或いはこうしてくれとか、倉庫代わりに貸してくれとか、そういうふうなことをやはり早めに言わなければならんじやなかろうかと思っております。それも含めてあとは空き家対策は対策でやっていきますが、いろんなパターンでやっていけばと思っております。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。村長から答弁いただきましたけれども、空き家を単なる問題としてではなく、地域資源としてとらえ、地域活性化や経済効果を生み出すための有効な手段として考え、空き家問題との解決と地域社会の発展を両立させるよう、空き家の利活用を踏まえた対策をお願いいたします。2点目に入ります。災害対策について。令和2年7月豪雨災害では、熊本県を中心に、九州中部地方、東北地方を初め、広範囲な地域において、甚大な被害をもたらし、本村においても土砂災害や浸水等により心的被害や物的被害が発生しております。大規模な豪雨災害から5年が経過しようとしております。今年も梅雨に入っておりますが、線状降水帯の発生や豪雨災害のリスクも高まっている現状でもあります。本村におきましては、相良村復興村づくり計画に基づき、復旧復興を進められておる状態ですが、事業計画の概要の1つである、安全、安心な避難場所の確保、防災力の強化として令和2年7月豪雨で浸水被害の大きかった重点地区の整備を進められている状況であります。現在の進捗状況について、総務課長にお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。本村の避難地整備につきましては、新村、十島地区、平原地区、中央地区、永江地区の4か所でございます。中央地区が5月26日に、新村、十島地区が6月3日に完成したところでございます。平

原地区の現在、発注しています工事は8月22日に、永江地区の現在、発注しています工事は12月25日にそれぞれ完成予定でございます。なお、平原地区と永江地区的全体の事業完成は令和8年度の予定でございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、総務課長から進捗状況を答弁いただきましたけれども、柳瀬新村地区、上原地区、中央、前田地区においては、避難場所がほぼ完了している状況です。トイレが設置してありますが管理はどのようになっているのか、また、中央区の避難所の横、道路拡張が行われると思いますが、いつ頃の予定でしょうか。これは建設課かもしれません、総務課長よろしいでしょうか。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。避難地の管理につきましてはトイレも含めて村で管理するというところで行って参ります。避難路につきましては、事業のほうは建設課のほうで行っておりますが、中央地区につきましては、現在、建物補償を含みます用地取得業務を執行中というところでございます。今後の予定につきましては、起点側、下のほうになりますけれども、農業用水がございますので農繁期以降の11月ごろに着工し、来年の農繁期前の竣工を予定しているというところでございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。トイレの管理においては、児童生徒の通学路にもなっておりますので、常に開けている状況でお願いしたいと思っております。道路拡張においては、農繁期の後、11月ごろの着工予定だと聞いておりますが、道路拡張を早めにお願いいたします。いざという時に、安全な避難や迅速な応急対策活動を可能とする場所や避難地の確保が重要ですので、引き続き避難場所の整備を進めていただきますようお願いいたします。人吉市において令和2年7月豪雨災害を教訓に人吉の自主避難訓練、みんなで避難行動を確認する日が先月25日に市全域で行われ、避難行動の実践や災害対応訓練などを通して、災害意識を高めておられます。本村においても、地域の防災力向上を図る取り組みとして、村内の小中学校の防災力向上のため、防災教育の開催を検討する考えはないか、これは総務課長よろしいでしょうか。お願いいいたします。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。ご質問のありました小、中学生に対しての防災学習についてというところですが、教育委員会を通じまして各小、

中学校に確認しましたところ、学校防災教育指導の手引き、これに基づいて、防災学習に取り組まれているというところでございました。今年度の主な取り組みとしましては、まず北小学校におきましては避難訓練、一斉下校の際に自然災害時の集団下校の仕方の指導、4月14日にDVDを視聴されまして、防災と減災対策の学習、5月23日には本村が作成しました防災マップを活用した生活の中での災害対策と家庭での連絡方法や避難場所を決めておくことなどの学習をされているようです。南小学校につきましては同じく避難訓練、5月22日には児童、職員、保護者が連携されて、大雨を想定した引き渡し訓練を実施されております。この訓練には、防災を担当します総務課職員も参加しているというところでございます。また各学年におきましては、社会科、理科、生活科の教科におきまして、自然災害から暮らしを守る、自然災害を防ぐ、台風と防災などの学習、6月5日には5、6年生が心肺蘇生法を実施されているというところでございました。中学校では、同じく避難訓練、地震関係の防災教育、マイタイムラインの作成、2年生においては心肺蘇生法など、すでにそれぞれの学校におきまして防災関係の学習が計画実施されているというところでございました。今後的小、中学生に対します防災に関する取り組みにつきましては、すでに様々な防災に関する学習、取り組みがされておりますので、要望などありましたら、教育委員会、または小、中学校と協議しながら対応して参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。はい。総務課長から答弁をいただきましたが、小、中学校でも訓練等を行っているっていうことで、よろしいでしょうか。毎日、万が一事態に添えて、日頃より自然災害への対応を常に危機管理を持って対策を行い災害発生時、住民同士の助け合いが大きな役割を果たすと思っておりますので、地域で自然災害に備えた訓練、啓発等の取り組みをしていただき、村民の安心安全確保に努めていただきたいと思います。3点目に入らせていただきます。学校管理体制について、熊本県教育委員会は、5月13日、熊本市を除く県内の公立学校の児童生徒を対象に、令和6年度に実施した心のアンケート、楽しい学校生活を送るためにとしたアンケートの結果について、人吉新聞に公表されております。いじめられたことがあると答えた児童生徒の割合は、ほぼ横ばい。低学年の割合が高い傾向があり、小学校1年生では25.0パーセント程度に上がった。昨年11月から12月に質問用紙による無記名のアンケートか情報端末を用いた調査方法を、各学校の選択で実施され、回答率は98.5パーセント。いじめられたことがあるとの回答は、小学校が8,625人で前年比0.8ポイント減の16.6パーセント。中学生が1,177人で0.1パーセント増の4.3パーセント、高校では247人で、前年と同率の1.0パーセント、特別支援学校は、50人で前年比0.4ポイント増の3.3パーセントと掲載されております。本村の小、中学校にお

いても実施されていると思いますが、村内の小中学校のアンケートの結果について、また、現在、小、中学校の状況について、教育課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。小、中学校のいじめのアンケート結果につきまして、いじめられたことがあるかという問い合わせに対しまして、あると回答した児童生徒は、南小学校が4人、北小学校が0人、中学校が3人の合計7人でした。学校では、このいじめられたことがあると回答しました児童生徒に対しまして、担任を中心としました丁寧な聞き取りや対応を行っております。その後、いじめは続いているか。この7人に対しまして改めて確認しましたところ、続いていないという結果でございました。現在のいじめの現状ですけども、いじめの認知件数は先ほど申しましたように、すべての学校で0件という報告でございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。教育課長から村外の小、中学校のアンケートの結果、また、現在の状況について答弁をいただきましたが、不登校においても様々な要因があると思われますが、いじめもその一因かと思います。現在、不登校の児童生徒はいるのか。また、村内小、中学校の教職員の体制人員について、その内訳として支援人員等の導入はなされているのか、教育課長にお尋ねします。

○議長(永田博人議員) 教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えいたします。不登校の児童生徒はいるのかということですが、令和7年5月31日現在、不登校の児童生徒は、南小学校1人、北小学校0人、中学校2人の合計3人です。それと教職員、支援員等の導入についてですけれども、今年度4月から、県の教育委員会の県費負担で、各学校に1人の教員業務支援員が配置されております。これを加えまして今年度、南小学校には、教員業務支援員が1人、特別支援教育支援員が4人、中学校には教員業務支援員が1人、特別支援教育支援員が2人、北小学校には教員業務支援員が1人、補助教諭が1人、事務補助員が1人、合計11人の支援員等を配置し、教員業務の支援を行っているところでございます。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。ただいま教育課長から答弁をいただきましたが、現在の児童生徒の不登校はいる。また、支援員の導入はなされているということで、よろしいでしょうか。いじめ、不登校の調査の結果を踏まえて、どのように受けとめておられるのか、また、今後の取り組み、対策についてどのように考えておられるのか。教育長によろしいでしょうか。お願いいいたします。

○議長(永田博人議員) 教育長。

○教育長(中村和弘君) 教育長、お答えいたします。まずいじめについてでございます。すべての児童生徒に、人間関係を形成していく能力や立場や意見の異なる他者を理解する能力など、いじめを未然に防止するための資質能力を育む教育をさらに推進し、いじめをしない、させない、見逃さない雰囲気のある学級学校づくりを進めて参りたいと思います。また、心のアンケート、教育相談等から情報を集約し、積極的にいじめの認知を行い、いじめ解消に向けた取り組みに力を注いで参りたいと思っております。次に、不登校についてでございます。現在、不登校児童生徒については、村が委託しているSSWスクールソーシャルワーカー、或いは関係機関職員等と連携を図りながら、専門的組織的に対応しているところでございますし、今後も継続して進めて参ります。また、校長のリーダーシップのもと、不登校対策委員会を開催し、協議を重ね、これもまた対策を講じているところでございます。今後とも児童生徒の心の小さなSOSを逃さないためにも、気になる児童生徒についての状況を全職員で把握し、不登校の未然防止にさらに努めていきたいと考えております。最後に、不登校についてはまずは頭が痛いとか、おなかが痛いとかいう理由で、3日連続休むことが不登校のスタートの時点というふうに言われます。今年度、4月の校長会議において、まず病気等理由に関係なく、欠席3日をしたならば家庭訪問をするように、校長に指導したところでございます。以上です。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。ただいま教育長より、取り組み対策について詳しく答弁いただきましたので、ありがとうございます。児童生徒がSOSを訴えやすい体制づくりや、教職員が小さな変化、サインに気づく力を高める必要があると思います。また、学びの機会を確保する、誰も取り残されない教育を実現するには、何が必要なのか。子供たちを孤立させず、学びと繋がる支援対策の強化の急務が必要です。児童生徒の対応に当たる支援員が不足しているのではないかでしょうか。保護者、学校、教育委員会が連携して、問題解決に、この後ずっと取り組まれるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(永田博人議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午後 02 時 31 分